

保育士宿舎借り上げ支援事業

現状：待機児童解消や、子どもを安心して育てることができる環境整備のため、保育を支える保育士の確保は喫緊の課題である。

事業の目的

事業者が常勤保育士・常勤保育教諭の宿舎を借り上げるための費用の全部又は一部を支援することによって、保育人材の確保、保育士・保育教諭の就職継続及び離職防止を図り、保育士・保育教諭が働きやすい環境を整備することを目的とする。

対象施設（公立を除く）

- ・ 保育所
- ・ 認定こども園
- ・ 小規模保育事業
- ・ 事業所内保育事業
- ・ 認証保育所（さかい保育室）

対象者

- 対象施設に新規採用された常勤保育士・常勤保育教諭のうち、**事業者が借り上げた宿舎に入居している者。**
- ※ 住居手当等を受けている場合は対象外となる。

事業内容

- 1人当たり **月額上限82,000円**
- ※ 事業者が借り上げている宿舎に対象者が入居した時点から対象となる。
 - ※ 対象者が家賃の一部を負担する場合は、当該金額を差し引いた額を補助する。

事業のイメージ

